

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

○議長 宮城清政君 それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前 10 時 02 分）

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 9 番 赤嶺雅和議員、10 番 大城 毅議員を指名します。議案の条例に入ります。

日程第 2. 認定第 1 号 平成 26 年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第 2. 認定第 1 号 平成 26 年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。それでは、提出者から提案理由の説明及び決算の概要説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、認定第 1 号以降については、議長の許しを得ましたので私のほうから提案させていただきたいと思います。

認定第 1 号 平成 26 年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 平成 26 年度南風原町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成 26 年度南風原町一般会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 26 年度における南風原町一般会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を別紙のとおり報告いたします。お配りしました資料は B4 サイズの南風原町一般会計・特別会計歳入歳出決算書で、このなかに本件認定案件にかかる歳入歳出決算書、そして事項別明細書、実質収支に関する調書財産に関する調書、土地開発基金運用状況調査の順で綴ってあります。さらに別冊で平成 26 年度主要施策の成果に関する報告書と監査委員へ提出した決算調書資料をお配りしていますので併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、3 ページをお願いいたします。平成 26 年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要説明をいたします。本町の平成 26 年度一般会計の決算規模は、歳入 140 億 7,397 万 3,000 円、歳出 129 億 5,484 万 8,000 円で、前年度と比較して歳入 8 億 4,055 万 1,000 円、6.4 パーセントの増、歳出で 3,714 万 8,000 円、0.3 パーセントの減となっております。また、決算収支について見ますと、平成 26 年度歳入歳出差引額（形式収支）は、11 億 1,912 万 5,000 円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源 5,104 万 8,000 円を控除した実質収支は 10 億 6,807 万 7,000 円となっており、この実質収支から前年度の実質収支 1 億 7,727 万 9,000 円を差し引いた単年度収支 8 億 9,079 万 8,000 円に財政調整基金積立金

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

9,389 万 2,000 円、繰上償還金を加え、財政調整基金積立金取崩額 11 億 9,303 万 1,000 円を控除した実質単年度収支は、マイナス 2 億 834 万 1,000 円となっております。

次に、歳入の決算概要について説明いたします。主な歳入項目における自主財源・依存財源別の増減率を前年度と比較した場合、自主財源は 8 億 8,067 万 2,000 円、17.4 パーセントの増、依存財源は 4,012 万 1,000 円、0.5 パーセントの減となっております。まず、自主財源の大部分を占める町税においては、1 億 4,508 万 5,000 円、4.2 パーセントの増で、税目別では町民税が人口増に伴う納稅義務者の増や収納対策強化による徴収率の増等により 9,975 万 1,000 円、7 パーセントの増、固定資産税が家屋の新築増や滞納整理強化により 5,543 万 6,000 円、3.3 パーセントの増、軽自動車税が登録台数の増により 240 万 1,000 円、2.5 パーセントの増、町たばこ税が税率の引き上げの影響で消費本数が減ったことにより 1,250 万 3,000 円、4.4 パーセントの減となっております。その他の自主財源については、分担金・負担金が法人保育園の保育料の増等により 1,185 万円 3.6 パーセントの増、繰入金が財政調整基金の取り崩し等により 9 億 9,332 万 8,000 円、407.6 パーセントの増となっております。これに対し、依存財源は県支出金が宮城地区畠地かんがい排水等整備事業の完了等により 1 億 2,599 万 3,000 円、4.8 パーセントの減、国庫支出金が臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯特例給付金給付事業の皆増等により 1 億 7,171 万 5,000 円、10.5 パーセントの増となっております。

続いて、歳出の決算概要について説明いたします。歳出の各経費別（性質別）の決算は、義務的経費で対前年度比 4 億 5,786 万 4,000 円、8 パーセントの増になっております。項目別では、人件費において職員給及び嘱託員報酬の増により 1 億 1,447 万 8,000 円、7 パーセントの増、扶助費がこども医療費助成事業において対象を中学校卒業までに拡大したことや認可保育園運営費補助金、介護給付・訓練等給付事業の増等により 3 億 4,158 万 5,000 円、11 パーセントの増となっております。

次に、投資的経費が対前年度比 2 億 8,817 万 5,000 円、12.4 パーセントの減になっており、普通建設事業が安心こども基金事業の皆減や黄金森公園整備事業費の減によるものとなっております。またその他の経費については、物件費で沖縄振興特別推進交付金を活用した無線インフラ・観光システム構築委託料等の増により 6,536 万 1,000 円、3.7 パーセント増となっているものの、積立金で財政調整基金積立金の減等により 7,688 万円、40.8 パーセントの減、操出金が国民健康保険特別会計へのその他一般会計操出金 1 億 7,250 万円皆減の減等により 1 億 6,597 万 4,000 円、10.5 パーセント減となっており、その他の経費全体では 2 億 683 万 7,000 円、4.2 パーセントの減となっております。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 91.5 パーセントで 1.3 パーセントの微増となっております。経常収支比率増の主な理由は、同比率を算出する式の分子となる経常経費充当一般財源等（人件費、物件費、扶助費、公債費、操出金等）が 2 億 881 万円増え、分母である経常的一般財源等も地方税の増等により 1 億 4,826 万 6,000 円増えておりますが、分子の増が大きいことによるものです。平成 20 年度より赤字決算が続いている国民健康保険特別会計の影響により、昨年度は連結実質収支が赤字となったことから、平成 26 年度は一般会計において実質収支を大幅に黒字にするため財政調整基金を取り崩したことで財政調整基金残高は減となりました。国民健康保険特別会計の赤字決算については、十分に注視するとともに、毎年増加傾向にある扶助費をはじめ各特別会計への操出金の増加、嘱託職員

増による人件費の増や沖縄振興特別推進交付金を活用した事業の実施等、今後増加する財政需要に対応するために引き続き「将来にわたって安定的な財政運営」に努めることを記し、平成 26 年度の決算概要といたします。次ページ以降に一般会計歳入歳出決算状況、一般会計歳入決算状況（性質別）、一般会計歳出決算状況（目的別）の表もお付けしていますので、お目とおしをお願いしたいと思います。決算調書資料については、のちほど総務部、民生部、経済建設部以下、順次各部より説明させていただきたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上であります。

○議長 宮城清政君 ただいま副町長から概要説明提案が終わりました。本日は、代表監査委員が出席されていますので、代表監査委員より平成 26 年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について概要の説明を求めます。稲福代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 平成 26 年度南風原町一般会計歳入歳出決算審査意見書、南風原町基金運用状況審査意見書について報告したいと思います。お手元資料の 1 ページをお願いします。審査についてであります。審査の対象は、平成 26 年度南風原町一般会計歳入歳出決算、平成 26 年度南風原町特別会計歳入歳出決算（国民健康保険・下水道事業・土地区画整理事業・農業集落排水事業・後期高齢者医療）、平成 26 年度各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。

審査の期間は、平成 27 年 7 月 6 日から 8 月 14 日まで審査を行いました。監査委員は、私と上原喜代子さんであります。

審査の方法 この審査にあたっては、決算書、関係帳票及び証拠書類等に基づき、さらに必要資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を聴取し、すでに実施した監査等の結果も参考にして、監査基準によるほか次の諸点に主眼をおいて実施しました。決算書の計数は正確であるか。収入済額は収入受入書と、支出済額は証憑書類と符合しているか。調定の時期は適正に行われているか。予算の流用、予備費の充用は適正になされているか。予算の執行はその目的に添って適正に行われているか。会計年度及び会計間の独立の原則は守られているか。財産管理は適正に行われているか。財政運営は健全かつ効率的に行われているかであります。

2 ページの審査の結果であります。平成 26 年度一般会計及び特別会計決算額は、関係帳票、証拠書類とも合致しており、決算書の計数は正確であると認められた。各会計の歳入歳出の執行、収入支出の事務処理及び財産の管理については、おおむね適正に行われたものと認められた。

決算の概要であります。各会計の総括 平成 26 年度の各会計の決算を総括してみると、下記表のとおりであります。歳入決算額 210 億 519 万円、歳出決算額 206 億 1,032 万 4,000 円で、歳入歳出差引額 3 億 9,486 万 6,000 円となり、前年度を 5 億 3,471 万 9,000 円上回る額であります。翌年度に繰り越すべき財源は、8,117 万 2,000 円で、実質収支額 3 億 1,369 万 4,000 円の黒字となっております。歳入決算額は、調定額に対して収入率 92 パーセントで 210 億 519 万円が収入済額となっております。歳出決算額は、執行率 86.1 パーセントで 206 億 1,032 万 4,000 円が支出済額であり、翌年度への繰越額は 19 億 9,656 万 6,000 円であり、不用額は 13 億 4,407 万 1,000 円となっております。

平成27年第3回定例会 9月7日

3ページ、4ページ、5ページで一般会計について述べております。それから、6ページの国民健康保険、7ページの下水道事業、8ページの土地区画整理事業、9ページの農業集落排水事業、10ページの後期高齢者医療について述べております。11ページ、12ページで財産に関する調書となっております。これらについては省略したいと思います。

次に、13ページであります。審査意見 平成26年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各事務事業は、総じて順調な成果を収めているものと認められました。今後とも次の点に留意し、なお一層適正な事務処理を行い、業務の適正かつ効率的執行に努められるよう望むものであります。

1番の予算の執行についてであります。調定について 年度末の出納整理期間中に、一般会計において150件9億8,411万4,000円（対前年度4件減、4億7,852万6,000円の増）、特別会計において41件4億6,178万6,000円（対前年度1件減1億2,814万6,000円減）の調定行為がなされています。大部分が国・県からの交付金等の確定通知の遅れ及び歳入側からの通知の遅れによるものであるが、依然として一部には調定の遅延、数値の錯誤、訂正等によるものが見受けられました。調定は、歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する内部的意志決定行為であります。まだ大部分に調定の遅延（一般会計では43件、特別会計では4件）、錯誤等が見られるので今後とも調定の手続きにあたっては規則の定めに則って時機を失しないよう適切な事務処理に努められたい。

2番目の収入未済額についてであります。収入未済額は、一般会計11億771万1,000円で前年度に比べ4億5,118万3,000円、率にして68.7パーセントの増加となっております。特別会計7億381万8,000円で、前年度に比べ8,168万円、率にして13.1パーセントの増加となっています。国・県からの交付金等以外の収入未済額は、次表のとおりであります。収入未済額の解消については、関係部署で法的措置等を含め各種の努力はなされておりますが、収入未済額は依然として多額であります。景気の低迷等から徴収業務の環境は厳しさを増していると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から引き続き収入未済の実態把握に努め、督促や滞納処分等それに応じた適切な債権管理を行うことにより収入未済額の解消と新たな発生防止についても取組を強化されたい。なお、保育園保育料及び主食費（滞納繰越分）と学校給食収入（滞納繰越分）において、収入未済額に長期間動きがないものが見られます。これについては適宜対処されたい。

不納欠損額についてであります。本年度の不納欠損額は、一般会計で個人町民税74件269万8,000円、法人町民税3件8万9,000円、固定資産税42件358万7,000円、軽自動車税55件33万2,000円となっています。特別会計では、国民健康保険税192件853万6,000円となっています。これら不納欠損処分は、滞納者が行方不明、不在がちで面接できない者、倒産、生活困窮者等の理由があるとして地方税法第18条5年時効、同法第15条の7第4項3年時効及び同法同条第5項即滅に基づくものであります。債務者個々の実態把握に努め、滞納処分等関係法令に基づく措置については、十分に調査・検討及び滞納処分時期等に注意し、債権の適切な管理及び処分に努められたい。財政事情の厳しい折、税収等の自己財源の収納には鋭意総力を結集して極力不納欠損額の減少を図られたい。

次の予算の流用、充用については、省略します。15ページの不用額について、繰越明許費について

も省略したいと思います。

7 番目の収支等の徴収強化について 町税の収納状況の最近 5 カ年を比較してみると、22 年度 93.9 パーセント、23 年度 95.3 パーセント、24 年度 96.1 パーセント、25 年度 97.1 パーセントと推移しており、平成 26 年度は 97.8 パーセントで前年度比 0.7 パーセント増と伸びになっています。また、現年度分の徴収率が高水準であるにもかかわらず、5 年続けて上昇しており、26 年度が 99.2 パーセントとなっているのは、絶え間なく徴収強化を図っている成果であります。滞納者に対しては、十分なる事前調査を行うとともに、地方税法に定めのある滞納者の財産差押え等を含めて債権の管理及び滞納処分のさらなる徴収強化に努められたい。次に、国民健康保険税の収納状況も厳しい状況にあるが、最近 5 カ年の現年度課税分の収納状況を比較してみると、22 年度 95.1 パーセント、23 年度 95.2 パーセント、24 年度 95.6 パーセント、25 年度 96.6 パーセントと推移しており、平成 26 年度は 97 パーセントで前年度比 0.4 パーセント増と伸びています。滞納繰越分を含めた 26 年度徴収率は、82.2 パーセント、前年度比較 1.7 パーセント増となっています。県内の市町村もかなり厳しい状況にありなお一層、調査・研究、工夫、関係部署との連携強化等を実践して、現在の高水準を維持しながら効率的な徴収事務に努められたい。学校給食費現年度分の最近 5 カ年の収納状況は、22 年度以降 95 パーセント台から増減を繰り返しているが、25 年度は 96.5 パーセント（前年度比較 1.4 パーセント増）となり、26 年度は 98.1 パーセント（前年度比較 1.6 パーセント増）となっています。26 年度は、給食費の収入額 2 億 98 万 1,665 円に対し、給食賄費 2 億 1,172 万 9,583 円で、1,074 万 7,918 円の持ち出しとなっています。学校給食費と給食賄費は、次表のとおりであります。学校給食費は、25 年度から幼稚園給食の開始位に伴い、調定額が増の傾向にあります。学校給食費の滞納繰越分は収入額が 1,764 万 8,000 円で対前年度比 1,419 万 9,000 円増（411.6 パーセント増）となりました。入学時における学校給食に関する保護者説明会を開催、滞納者との分割納付制約相談等の取組が収入未済額の大幅圧縮につながっており、今後とも継続して徴収強化に努められたい。一方、学校給食の収入未済額は以前多額（平成 26 年度は 7,284 万 4,000 円）であり、学校給食費負担金の公平・公正を欠いていると言える。この収入未済額に長期間動きがないものがあるので、滞納処分等関係法令を十分に調査・検討し、適宜対処されたい。また、収入未済額のなかには、不納欠損に結びつくものが見られる。滞納者に対しては、債務者個々の実態把握に努め、債権の適切な管理及び処分に努められたい。債権回収について法的手段を含めた新たな方策等の調査研究を図り、徴収体制の強化に鋭意努力されたい。

8 番目の下水道使用料の徴収についてと次ページの財産の管理については省略します。

3. 財政運営についてであります。財政運営について、その概要を例年にならって財政指数を参考にしながら総合的に捉えてみた。1 番目、実質収支比率であります。財政運営の健全性の確保の点からは、実質収支額が黒字であるということが必須の要件となるが、その黒字額は標準財政規模の 3 パーセントから 5 パーセントであることが望ましいとされています。本年度の実質収支比率は、16.5 パーセントで前年度 2.8 パーセントから前年度比較 13.7 パーセント増と過去 10 年間において最も高くなっています。今後とも適度の収支額の確保に努められることが望されます。2 番、財政力指数であります。この指標は、地方交付税交付金の算定に使われる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得

た数値の過去 3 カ年の平均値をいい、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自前で調達できるかという財政基盤の強さを表す指標として用いられます。この指数は「1」に近いほど財政力が強いとみることができます。本年度の財政力指数は、0.557 で前年度の 0.573 より 0.016 下がっています。今後とも自主財源の確保に一層努められるよう望むものであります。3 番、経常収支比率であります。この比率は、人件費、公債費等の容易に縮減することができない経費に対し、町税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源がどの程度充当されているかを見ることによって、財政構造の弾力性を判断しようとする指標であります。この比率の目安としては、おおむね 65 パーセントから 75 パーセントの間に分布することが望ましいとされており、比率が低いほど弾力性があつて一般財源に余力があることになります。本年度は、91.5 パーセントで前年度 90.2 パーセントより 1.3 パーセント高くなっています。今後とも財政の硬直化防止と弾力性の確保に努めることが求められます。4 番、公債費負担比率であります。この広津は、公債費にかかる財政負担の度合いを判断する指標の一つで、現実に歳入のあった一般財源と起債発行経費を含む公債費に充当された一般財源等の割合を示し、税の徴収率の高低、地域総合整備事業債等事業補正対象事業の多寡など、団体の事情が反映される指標で 15 パーセントが警戒ライン、20 パーセントが危険ラインとされています。公債費は、一般会計 10 億 2,795 万 8,000 円、土地区画整理事業 1 億 6,702 万 5,000 円の公債費合計額で算出されます。本年度の公債費負担比率は 14.4 パーセントとなり、前年度 15.7 パーセントより 1.3 パーセント減少していますこのほかに特別会計において、国民健康保険 157 万 2,000 円、下水道事業 1 億 8,015 万 9,000 円、農業集落排水事業 560 万 6,000 円の公債費の償還があります。なお、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額は、3,694 万 8,000 円となっています。内容は、次表のとおりであります。今後は、土地区画整理事業（下水道事業、土地区画整理事業）への操出や負担金等の増加も予想され、町民の多様な行政需要に対応し事務事業を推進するには必然的に地方債に依存することになるため、公債費の動向には特に留意して健全財政に努めることが望まれる。以上、申し述べた基本的要素となる観点から財政運営について検討を試みた。上記実質収支比率にも見られるように、本年度の実質収支比率は 16.5 パーセントで前年度 2.8 パーセントと比較して急激な増となっていいます。その要因として、平成 26 年度南風原町一般会計補正予算（第 10 号）にて平成 26 年度連結実質収支額が赤字にならないための対応として財政調整基金を取り崩して予備費へ 9 億 5,000 万円の増額補正を行ったことが挙げられます。実質収支比率は、高いほどよいわけでもないことから今後とも適度の収支額の確保に努められたい。次に、義務的経費の増加が著しく、扶助費の前年度 11 パーセントの伸び率が主な要因として挙げられます。また地方債は 250 億 7,504 万 1,000 円で、そのうち一般会計等繰入見込額が 169 億 5,481 万 2,000 円で、基金残 16 億 1,494 万 2,000 円を差し引いた残高は 153 億 3,987 万円を超える状況であります。今後とも経常収支比率、公債費負担比率等に留意し健全財政の保持に努められるよう望むものであります。地方債の明細は、次表のとおりです。

厳しい財政事情のなかで、積極的に行政需要に対処して財政運営がなされたことは評価されるところであります。本町財政の極めて厳しい状況下にあることを踏まえて、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向に特に配慮し、財政基盤の強化に努められたい。また、事務事業の執行の際には

選択と集中やスクラップ＆ビルト等を図り、特に公債費の増の要因となる普通建設事業の実施にあたっては十分検討をし、また財源の確保に一層努め、健全な財政運営を図られたい。

なお、次のことと適切な措置を執られるよう要望します。1番、職員服務についてであります。平成 26 年度決算審査をとおして、部署を問わず事務執行全般について、錯誤や失念、事務引継不足等があり、「源泉所得税の徴収漏れによる延滞税及び不納付加算税」及び「沖縄県市町村特定処理支援事業補助金への交付申請漏れ」は、職員間における事務引継ミス、チェック体制の甘さ等が考えられます。職員服務については、自己研鑽や OJT (On the Job Training) だけではなく、組織としてミスを防ぐよう体制づくりに努めるよう要望します。2番、沖縄振興特別推進交付金事業についてであります。それから、3番の国民健康保険特別会計についてであります。21 ページの4番、指名競争入札事務についてであります。指名競争入札事務は、南風原町契約規則（平成 20 年南風原町規則第 11 号）及び南風原町建設工事にかかる最低制限価格設定基準要綱（平成 23 年南風原町要綱第 14 号）等の規定にしたがった事務執行が求められます。今般、公共工事の品質確保の推進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の規定によって、設計書金額と予定価格を同一とする社会情勢であることから、関係する根拠規定を精査した上で例規等を整備するよう要望します。

次に、むすびであります。平成 26 年度の一般会計及び特別会計決算は、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計は増額決算となり、一般会計及び土地区画整理事業特別会計はほぼ同額を推移した減額決算であり、農業集落排水事業特別会計については減額決算となっています。財政は、総じて健全に運営されていました。一般会計及び特別会計を総括した実質収支額が、昨年度のマイナス 3 億 887 万 6,000 円の赤字決算から一転し、今年度は 3 億 1,369 万 4,000 円（6 億 2,257 万円の増額による）の黒字決算をもって翌年度に引き継いだことは、健全な財政運営、財源確保の見通し、財政収支の均衡保持に配慮した結果であります。ただし、国民健康保険特別会計においては、収支の均衡が得られず、6 年続けて次年度予算から繰上充用をして対応しています。社会の高齢化が進むなかで、本町の国民健康保険加入者の 1 人当たりの医療費は年額 31 万 1,000 円（前年度 30 万 5,000 円）で、対前年度比 1.7 パーセント増となっており、依然として高い状況にあります。この 10 年間を見ますと、平成 17 年度は年額 21 万 2,000 円であり、10 年間で 9 万 9,000 円増加しています。この医療費の抑制対策は、喫緊の課題であり、抜本的解決が急がれます。保健福祉課及び国保年金課が連携し、国保データベースを活用した南風原町保険事業実施計画（データヘルス計画）等の取組があります。同事業を含む町民への健康づくりに関する諸施策を実践していくことで、中長期的に南風原町民の医療費が削減されるよう今後とも取り組まれたい。

さて、平成 26 年度は、ハード面においては、黄金森公園整備事業、ウガンヌ前公園整備事業、宮平学校線街路事業、町道 10 号線道路改良事業、JA ファーマーズへのアクセス道路整備として町道 150 号線道路改良事業及び町道 276 号線道路改良事業、津嘉山北土地区画整理事業、下水道事業等があり、ソフト面においては、地域人権啓発活動活性化事業、対象年齢を拡充したこども医療費助成事業、消費税率の引上げによる影響を緩和するための 2 つの給付金事業（臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業）、住宅リフォーム支援事業補助金、新規就農総合支援事業、パノラマ観光カメ

ライター育成事業等が行われ、教育面では北丘小学校大規模改造工事、体育館を整備する防災機能強化事業（南風原小学校及び翔南小学校）、各種スポーツ大会など町民生活に密着した幾多の施策が推進されて、成果を収めたことは評価されるところであります。

また、3年目を迎えた沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金）を利用した主な事業を記してみますと、長寿県復活食の応援事業、南風原物産展実行委員会補助金、プロスポーツ春期キャンプ受入れに伴う黄金森陸上競技場トレーニング室備品購入事業、避難通路実施設計委託として津嘉山小学校南側及び北丘小学校西側、子ども平和学習交流事業、民族芸能交流会事業等が行われました。平成26年度一般会計決算は、自主財源では基幹である町税が対前年度比1億4,508万5,000円増となっております。繰入金の対前年度比9億9,332万8,000円増、伸び率407.6パーセントに加え、自主財源は対前年度比8億8,067万2,000円増、伸び率17.4パーセントとなり、自主財源比率が対前年度比4ポイント増となっています。次に、依存財源は、県支出金が対前年度比マイナス1億2,599万3,000円減であり、町債及び地方交付税等も対前年度比で減となり、依存財源比率が対前年度比4ポイント減となっています。町民の意識として、南風原町の財政は豊であるというイメージがあるが、依然として依存財源の比率が高く厳しい財政運営となっています。以上のように、厳しい財政状況が続くなか、南風原町まちづくり基本条例の基本理念及び基本原則を意識したまちづくりと第四次総合計画の長期展望のまちづくり、第三次南風原町行政改革大綱に基づく計画のもと、行政改革の進捗と主要施策の成果等に鑑み、安定した財源の確保に努め、限られた財源のなかで引き続き歳出の効率化・重点化を図り健全な財政運営と行政改革を認識し、町勢のさらなる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう、一層のご尽力を望むものであります。

24ページから47ページまでは、別紙資料となっております。

基金の運用状況について述べたいと思います。48ページをお願いします。基金の運用状況であります。審査について 地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付された南風原町土地開発基金については、法令、条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているか、計数は正確であるかなどについて審査を実施しました。審査の結果及び意見 審査の結果、この基金の運用状況の計数は、証憑書類、預金等とも合致していて正確であることを認めました。また、基金は設置目的に沿って運用されていると認めました。

運用の概要であります。南風原町土地開発基金 南風原町土地開発基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため南風原町土地開発基金条例（昭和49年条例第10号）により設置されたもので、平成26年度末の基金の額は2億1,470万2,000円となっています。運用状況は以下のとおりであります。平成26年度は、南風原町土地開発基金管理運用規則第4条の規定に基づく資金の貸付けはありませんでした。平成26年度は、土地開発基金預金利子54万9,000円で、南風原町土地開発基金条例第6条の規定により一般会計に収入されています。以上です。

○議長 宮城清政君 稲福代表監査委員より説明を受けておりますので、ただいまより代表監査に対

する平成 26 年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書についての質疑に入りますが、監査委員より提出された意見書内に留めていただきたいと思います。それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 代表監査、お疲れ様でした。数字とにらめっこですね。緊張のなかでお仕事なさったと思います。ちょっと安心しました。私も質問をしようと思って事前に通知をしておりましたが、市町村特定処理支援事業、これは不発弾処理だそうですが、これも代表監査委員が意見書のなかで事務処理のまざさをきちんと説教されていますので良かったと思います。それは見逃してしまって触れていないのではないかと思っていたが、代表監査委員が意見のなかで触れていただいて、ありがとうございました。納税者である町民の公金・税金は一円たりとも無駄にしてはならないと思っています。大事に扱うものだと思っています。そういう意味できちんと報告をされて、そのご苦労に対して経緯と感謝を申し上げます。

ところで、2 点ほど質問をさせてください。2 ページで、歳出決算が執行率 86.1 パーセントで、不用額が 13 億 4,407 万 1,000 円となっています。その計上をするとき、執行部はきちんとした見積もりであるとか年度内で事業執行するという解釈で予算計上をしていきます。必要だということで、その数字は必要だということで予算計上されたと思います。かなりの額が不用額として出たというのは、当初の予算計上をするときの見積もりであるとかそういったものに対する甘さと言うのか、そういうことはなかったのでしょうか。ご指摘されたことがありましたら、そのケースも答えていただけますか。

もう 1 つ、4 ページです。予算執行率が前年度と比較して 9.4 パーセントの減になっています。そして、70.3 パーセントの執行率です。これは先とも関連しますが、予算というのは単年度終了、その年度内にきちんと事業が執行できる、よほどのことがない限り執行できる。執行してはじめて町民に行政サービスができるものだと思っています。そういう意味で、なぜこれだけ執行できなかつたのか。たとえ台風だと大雨が長く続いたとか工事現場が工事を執行できなかつた、あるいは何かの都合で事業執行できなかつたのか。それでも年間 4 回議会が開かれます。もし必要でなかつたら一般財源に入ってきますので、当然議会において執行できないものについては年度途中でも補正予算であるとかそういった手続きは取れたのではないか。それを取らないで 13 億あまりも不用額として執行していません。70.3 パーセントというのは、何か問題があろうと思いますが、代表監査委員が監査をして、課あるいは部から代表監査委員に対して説明があったのかどうか教えていただけますか。

○議長 宮城清政君 稲福代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 1 番目はよく聞き取れませんでしたので、4 ページの平成 26 年度歳出、翌年度への繰越額 12 億 8,975 万 9,000 円についてだと思いますけれども、これについて主なものは町の 10 号線道路改良事業で、事業費が 2 億 7,994 万 8,000 円で予算を立てているようです。これについ

平成27年第3回定例会 9月7日

て執行したのが5,179万1,000円。残りの2億2,815万7,000円が、繰越額となっています。次に大きいのがウガンヌ前公園整備事業であります。この事業費が2億4,806万円で組まれております、このうち執行したのが6,520万5,000円であります。差額の1億8,285万5,000円が繰り延べとなっております。担当からは物件補償で家屋の移転等に不測の日数を要した、宮平学校線の国道交差点において国道管理者及び公安委員会との協議に日数を要し執行できなかったということになっているようであります。土木費関係が大きいです。それで、清文議員がおっしゃったように、途中で補正する余地があったのかどうかですけれども、その時期等については担当者に確認をしていただきたいと思います。

1番目はどういったことでしょうか。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 4ページについては、理解できます。繰越明許で事業を継続していきますからそれは分かります。そういう事業があつて、翌年度へ繰り越したということですから了解いたします。

私が申し上げました1番目は、不用額ですよね。13億4,400万円。しかも執行率が86.1パーセントかなり執行率が悪いと思っています。先にも申し上げました予算計上をするとき、いろんな調査をいろいろな資料のなかでこれだけの予算が必要だということで予算を計上していきます。けれども、結果的には13億4,000万円の不用額が出たことは、私は理解できません。予算計上したときの見積もりが甘かったのかどうか。担当課ではどのように説明をされたのか。もし大きな事業で監査委員が気になったことがあつたら教えてください。質問の趣旨が分かりますか。では、お願ひします。

○議長 宮城清政君 代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 失礼いたしました。不用額が多いということですね。4ページの歳出の表によりますと、不用額が11億3,700万円となっております。これは下の説明でもありますように、主なものが予備費の9億6,250万3,000円です。何かと言いますと、副町長さんの報告にもありましたとおり、連結の実質収支を赤字にしないためで、19ページにあります実質収支比率が大幅に増となっておりまして、その要因として平成26年度連結実質収支額が赤字にならないための対応として26年度南風原町一般家計補正予算（第10号）において9億5,000万円の増額補正を行っているのです。これが要するに全部残ったということです。基本的にこれが全部不用額となっていますので、そのためには額が大きくなっています。先の4ページ11億3,762万4,000円が不用額となっていて、この主なものが予備費の不用額であります。どうしてそのようにしたかは、前年においては連結で赤字になつたということで、赤字にしないための措置として補正予算10号で9億5,000万円予備費を入れております。これが基本的には全部残っております。それが一番の原因であります。

平成27年第3回定例会 9月7日

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございました。結果的には事業のためのものではなくて予備費が全額残っているということです。いつも気を付けていただきたいのは、事業費として予算を組んだもの町として予算計上したものが必要でなかったということはあり得ないとも限らないので、先に申し上げました町民にとってその年度で事業計画をしたものに対しては事業をきちんと執行して欲しい。そして早めに町民に行政サービスを提供していく、それだと思います。そういった意味で、執行部も大変だと思いますが、今後とも町民のための監査をよろしくお願ひしたいと思います。了解しました。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって代表監査委員に対する質疑を終わります。代表監査委員、たいへんありがとうございました。休憩します。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時04分)

再開 (午前11時18分)

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、各部長の詳細説明方法について説明申し上げます。まず、これまでの説明方法は、昨年と同様、決算調書資料を用いて説明をし、歳入については節ごとに予算現額調定額が100万円以上の差額理由、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由について述べてください。歳出については、節において不用額50万円以上、50万円未満でも執行率が低い、あるいは未執行などを生じた主な理由を決算調書資料で説明していただきたいと思います。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば、決算書を用いて説明をしていただきたいと思います。

それでは、各部長に所管にかかる説明を求めます。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それではまず、総務部の決算概要説明の前に、先ほど代表監査委員よりありました平成26年度歳入歳出決算状況の意見書のなかでご指摘を受けた件についてご報告とお詫びを申し上げます。所得税の徴収割に起因する2款1項1目22節、延滞金及び不納付加算税。これは決算調書30ページにございます。63万4,000円が延滞金と不納付加算税になっています。これは個人との委託等の報酬費の支払で源泉徴収るべきをしていなかった部分の延滞税と加算税となっております。

それからもう1点でございますが、決算書16ページでございます。14款2項1目9節、沖縄県市町村特定処理支援事業補助金、この収入額499万8,000円となっています。しかしながら、この事業は26年度、実際の不発弾処理をしておりまして、本来ならその95パーセントに当たる663万7,000円が

平成27年第3回定例会 9月7日

補助金として歳入されるべきでございました。しかし、ご指摘のとおり、この補助金申請漏れによって最初の3件分、額にして163万9,000円の歳入漏れが発生しております。ご指摘のございましたように、今回このような事態が発生して、議会、それから町民の皆さんへ多大なご迷惑をおかけしたことに対して深くお詫び申し上げます。今回のこの事態とご指摘を真摯に受け止めて、再度、全職員が事務執行の制度の理解と適正な事務執行に努め、各部署が組織的なチェック機能を強化して再発の防止に取り組んでまいります。なお、特に不発弾処理につきましては、具体的な対応策としましてフローチャート等を作成しております。それから、決済時の添付資料の追加等々、それにつきましては後日委員会で詳しくご説明させていただきたいと思います。

それでは、総務部各課の決算の概要を説明いたします。まず、総務課にかかるものについてでございます。決算調書34ページから36ページの歳入予算額と調定の増減100万円以上の差と歳出の50万円以上の不用額については、歳出2款3節の各時間外勤務手当については、見込みよりも当該勤務時間が減少したことによるもので、その他につきましては説明の欄にもございますが補正を行うべきところを失念により行わなかったということによるものでございます。未執行予算につきましては、決算書27ページ、2款1項3節でございます。16節、原材料費4万円は、原材料費の対象となる補修等がなかったためでございます。それから31ページ、2款2項1目9節、の旅費は、固定資産評価審査委員でございますが、この審査申し出がなかったことによるものです。

続きまして34ページ、2款4項5目、農業委員会委員選挙費、7節、8節、9節。それから、35ページから36ページの2款4項8目、町長選挙費、8節、14節は当該選挙が実施されなかつことによるものです。

続きまして決算書59ページ9款1項2目、災害対策費、1節、報償費及び9節、旅費については、防災計画等の改正がなく防災会議を開催する必要がなかつたためでございます。

続きまして、企画財政にかかるものです。決算調書45ページ。予算額と調定額の差額があるものについては、2款2項1目1節、自動車重量税譲与税、それから9款1項1目1節、地方交付税は、いずれも交付決定が3月下旬のため最終補正に間に合わなかつたことによるもの。それから、14款2項1目11節、総務費、県補助金は、沖縄振興特別推進交付金事業費の確定時期が最終補正に間に合わなかつたことによるもの。17款1項、基金繰入金については、地域づくり推進事業の執行残によるもの。46ページ20款、地方債につきましては、それぞれの事業の説明のとおり事業費の確定によるものです。歳入の予算と調定に100万円以上の差がある事業につきましては、事業費の確定する時期が最終補正に間に合わなかつたことがその理由となっております。未執行予算につきましては、決算書37ページ、2款5項目、統計調査費3節、職員手当の未執行は、農林業センサスと経済センサス基礎調査及び商業統計調査で、職員の時間外勤務手当費を計上しておりましたが、時間外勤務を行わずに完了したことによるものです。

続きまして住民環境課にかかるものです。決算調書の54ページをお願いします。予算額と調定額に100万円以上の差があるものにつきましては、19款5項6目1節、雑入196万7,317円は、町指定ごみ袋売上が予想額に届かなかつたためのものです。続きまして、歳出50万円以上の不用額は、4款2項

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

1 目 19 節、負担金、補助金及び交付金 150 万円につきましては、住宅用太陽光発電導入支援補助申請件数が予想を下回ったことによるものです。未執行予算につきましては、決算書 46 ページをお願いします。4 款 1 項 4 目、環境衛生費 1 節、報償費 4 万 5,000 円と 9 節、旅費 9,000 円は、公害対策審議会委員への諮問がなかったため、当該会議を招集する必要がなかったことによるものでございます。

次に、税務課にかかるものについてです。決算調書 57 ページ、収入未済額調べ。平成 26 年度の町税の現年度及び滞納繰越分の調定額 36 億 8,890 万 352 円、収入済額 36 億 257 万 1,936 円、調定額及び収入済額からそれぞれ不納欠損額と還付未済額を除いた額は、調定額合計 36 億 8,219 万 4,108 円、収入済額 36 億 166 万 8,385 円となり、町税全体の徴収率は 97.8 パーセント、対前年度比で 0.7 ポイントの増となっています。次に収入未済額について説明します。町税における収入未済額の合計は、2,149 件、8,052 万 5,723 円で、内訳は個人住民税が 774 件 2,585 万 4,365 円、法人町民税が 41 件、262 万 6,500 円。固定資産税 660 件、4,920 万 5,556 円、軽自動車税 674 件、283 万 9,302 円となっています。町税全体として対前年度比件数で 184 件、金額 2,239 万 5,865 円の減額となっています。それにつきましては、経済的理由が最も多く、その他に所在不明、また少数ではございますが納税意識の希薄等が原因となっている場合もございます。

続きまして不納欠損についてご説明します。不納欠損調べにある不納欠損については、件数 174 件、金額 670 万 6,244 円となっております。その内訳は、地方税法第 15 条の 7 第 5 項による即時消滅が 3 件、2,550 円。同法第 15 条の 7 第 4 項による滞納処分の執行停止後 3 年経過が 99 件、518 万 8,883 円で、これにつきましては徴収努力を続けてきましたが、調査等の結果、財産及び支払能力がないと判断して、やむを得ず不納欠損処分としました。また、鋭意調査を行ってきたにもかかわらず、所在または財産の不明でどうしても納税義務者と接触することができず、同法第 18 条の事項によるものが 72 件、金額として 151 万 4,811 円となっています。

次に、決算調書 105 ページから 108 ページの予算現額と調定額に 100 万円以上の差があるものにかかる町税の 1 款 1 項、町民税から 3 項、自動車税の予算額の算定につきましては、調定額に徴収見込率先じて行っていることから差額が生じる結果となっております。108 ページの 4 項 1 目 1 節、町たばこ税と、次ページの 19 款 1 項 1 目 1 節、延滞金につきましては、それぞれ見込みとの増減の差があつたことによることが理由です。14 款 3 項 1 目 1 節、徴収委託料につきましては、最終補正で対応すべきところを行っておりませんでした。税務課にかかる 50 万円以上の不用額はありませんでした。

最後に、総務部各課に該当している歳出 50 万円以上の不用額と予算現額と調定額の差が 100 万円以上あるもののうち、性質上やむを得ない理由のあるものを除いて予算執行状況の確認を行っていれば最終補正で対応できたものが前年度に引き続きございました。それにつきましても、事務改善に努めてまいりたいと思います。以上で、平成 26 年度総務部にかかる決算の概要説明といたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは続きまして、民生部各課にかかる平成 26 年度一般会計歳入歳出決

算状況について、決算調書と決算書でご説明いたします。まず、こども課にかかる決算状況についてご説明します。決算調書160ページをお願いします。歳入の各目の節における予算現額と調定額との差額が100万円以上あるものが5件ありました。1件目は、11款1項1目2節、保育料及び主食費で670万8,300円の差がございます。これは予算計上の際に、平成25年度の滞納繰越分収納率を基に144万1,000円を予算計上しましたが、調定で滞納繰越分全額が814万9,300円になったことにより差額が生じております。2件目は、13款1項1目14節、児童手当国庫負担金で、161万2,668円の差があります。これは過去の児童手当支払額の伸び率を基に6億470万7,000円を予算計上しましたが、実績により調定額が6億309万4,332円となったことにより差額が生じました。次に、161ページをお願いします。3件目でございます。14款2項2目1節、社会福祉費補助金で193万円の差があります。これは、こども医療費助成を中学卒業まで拡充したことで母子・父子家庭医療費助成においても伸びがあるのではないかと予測して182万1,000円を補正増額し1,030万4,000円を計上しました。しかし、実績が837万4,000円となったことによる差額が生じております。4件目は、14款2項2目4節、児童福祉費補助金で、267万7,000円の差がございます。こちらに関しましては、10の事業細目の合計でこの額になっておりますが、主な要因は新規保育事業補助金において前年度実績を基に予算計上しておりますが、実績により調定額が144万3,000円減となったことによる差額であります。次のページをお願いします。5件目は、14款2項3項12節、子ども医療費補助金で904万1,000円の差がございます。これは助成対象を中学卒業までに拡充した最初の年度のため、大きく伸びると予測し4,922万4,000円を計上しましたが、実績が4,018万3,000円となったことによる差額となっております。

次に、歳出の目ごとの節において50万円以上の不用額についてであります。160ページをお願いします。こども課に関しては7件ございます。1件目が3款2項1目19節、負担金、補助及び交付金で557万439円の不用額です。これは認可外保育事業補助で106万2,393円、認可外保育事業単費で146万8,550円、認可保育園事業単費で87万2,800円、認可外保育施設環境整備事業補助金で216万6,000円の4つの事業での実績による執行残となっております。2件目は、3款2項1目29節、扶助費で、465万7,019円の不用額があります。これは児童手当について過去の支払額の伸び率を基に8億6,494万1,000円を予算計上しておりますが実績が8億6,426万円となり、68万1,000円の不用額となっております。また、母子・父子家庭医療費助成金において、医療費助成の対象を中学卒業まで拡充した初年度となることから、母子・父子家庭分についても大きく伸びるのではないかと予測しまして予算計上しましたが、見込んでいた申請件数より実績が下回ったことにより397万6,019円の不用額となっております。次のページをお願いします。3件目の3款2項2目7節、賃金128万5,484円は、宮平保育所での保育士や調理員の年休や週休代替等の取得が見込みより少なかったために不用額となっています。4件目の3款2項2目19節、負担金、補助及び交付金197万4,570円は、認可保育園運営費及び主食費負担金において最終補正を行ったものさらに実績が下回ったために不用額となっております。次に162ページをお願いします。5件目の3款2項3目19節、負担金、補助及び交付金103万円は、学童クラブ開所時間延長支援事業補助金において補正減額を行わなかつたことにより94万円が不用額となりました。6件目の4款1項1目13節、委託料137万1,635円については、保健福祉課で

平成27年第3回定例会 9月7日

説明したいと思います。次のページをお願いします。7件目の4款1項1目20節. 扶助費1,354万5,302円の不用額のうち、こども課分が1,154万3,331円あります。子ども医療費助成事業において平成26年度が中学卒業まで拡充した最初の年度であったため、やはり伸びが大きくなるだろうと予想しまして予算を見積もりましたが、見込みを下回りまして1,154万3,331円が不用額となりました。

次に同じく決算調書の112ページをお願いします。こども課における収入未済額調についてでございます。保育料及び主食費の収入未済額となります。現年度分が112件、447万4,190円、滞納繰越分が55件、588万9,000円、合計で167件、1,036万3,190円となっております。今後、保育料滞納催促については、収納体制を強化し収入未済額の縮減に努めてまいりたいと思います。未執行予算につきましては、決算書38ページをお願いします。3款1項1目1節. 報酬6万5,000円と9節の旅費1万2,000円は、民生委員推薦会の開催がなかったことによるものでございます。同じく決算書45ページをお願いします。3款3項1目20節. 扶助費5万円は、諸災害に罹災された方がいなかつたということと未執行となっています。

次に、国保年金課にかかる決算状況についてご説明いたします。決算調書169ページをお願いします。歳入の予算額と調定額の100万円以上の差額が1件ございます。13款3項1目1節. 社会福祉費委託金で166万3,860円あります。こちらは精算交付通知が最終補正に間に合わなかつたことによるものでございます。歳出における50万円以上の不用額はありませんでした。未執行予算につきましては、決算書47ページをお願いします。4款1項5目19節. 負担金及び交付金の1万9,000円は、大腸がん検診推進助成金ですが、対象者からの申請がなかつたためであります。

次に、保健福祉課にかかる決算状況についてご説明します。決算調書の190ページをお願いいたします。歳入の予算額と調定額の増減額100万円以上の差額があるものが4件ありました。1件目は13款1項1目8節. 心身障害者福祉費国庫負担金2,080万9,218円の差は、介護・訓練等給付費の2,005万3,957円と障害者自立支援医療費の75万5,261円で、前年度からの伸び率を基に制度改正に伴う各々の相談計画の完全実施に向けたサービス提供の増を加味して事業費を見込みました。しかしながら、実績が下回ったために差額が生じております。次のページをお願いします。2件目は14款1項1目7節. 心身障害者福祉費県負担金1,044万5,171円の差であります。こちらは介護・訓練等給付費が858万6,531円と障害者自立支援医療費で185万8,640円ございました。理由としましては、先ほどの国庫負担金と同様となります。次のページをお願いします。3件目の14款2項2目3節. 心身障害者福祉費補助金268万1,000円の差は、重度心身障害者医療費助成事業補助金において見込みより申請件数が下回ったことが主な要因であります。次のページをお願いします。4件目は、19款5項2目1節. 過年度収入の189万9,284円の差であります。これは前年度分の国・県負担金の確定に伴う追加交付分で、障害者自立支援給付費県負担金が68万3,215円、未熟児養育医療費の国庫負担金が64万6,744円、県負担金14万3,914円が主でありまして、決定通知が最終補正に間に合わなかつたことによる差額となっております。

次に、歳出の50万円以上の不用額は6件ございました。190ページをお願いします。1件目の3款1項2目13節. 委託料につきましては、7つの事業細目がありまして、そのなかで17個の委託事業の

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

合計額で 147 万 2,631 円の不用額となっております。そのうち介護予防事業においては 6 つの委託事業の合計となります。その額が 58 万 2,215 円ありました。要因としては、見込んだ必要額より実績が少なかったことあります。次のページをお願いします。2 件目の 3 款 1 項 3 目 1 節。報酬 66 万 2,368 円の差額は、地域生活支援事業の嘱託員報酬で、中途退職者の後任採用までに時間を要したためこの分が不用額となったことが要因であります。次のページをお願いします。3 件目の 3 款 1 項 3 目 20 節。扶助費 3,759 万 7,081 円は、重度心身障害者医療費助成事業で 579 万 4,086 円、自立支援医療費事業で 553 万 2,155 円、介護給付・訓練等給付費事業で 2,591 万 7,990 円が生じたことが主であります。こちらは前年度実績を見込み前年度からの伸び率等を基に 26 年度の所要額を見込みましたが、実績が下回ったことによる不用額となっております。次のページをお願いします。4 件目の 4 款 1 項 1 目 13 節。委託料 137 万 1,635 円は、主に妊婦一般健診委託料の実績の確定によるものであります。次のページをお願いいたします。5 件目の 4 款 1 項 1 目 20 節。扶助費の 1,354 万 5,302 円のうち保健福祉課に関するものが 200 万 1,971 円あります。その主な要因は、未熟児養育医療費の実績確定によるものであります。6 件目の 4 款 1 項 2 目 13 節。委託料 1,178 万 8,406 円については、予防接種事業において水痘と高齢者肺炎球菌が定期予防接種となつたことから接種者が増えるものと増を見込み補正により増額をしましたが、こちらも所要額見込よりも実績が下回ったために不用額が生じております。

次に、収入未済額についてであります。調書 172 ページをお願いします。3 件、77 万 2,619 円あります。11 款 1 項 1 目 3 節。老人福祉施設入所負担金の現年度分 1 件、2 万 1,600 円と 4 節。滞納繰越分の 2 件、75 万 1,019 円であります。こちら滞納となっている理由としましては、生活困窮であります。引き続き納付制約をしっかりと守っていただき分割納付していただき、滞納額の縮減に努めてまいりたいと思います。未執行予算につきましては、決算書の 46 ページをお願いいたします。4 款 1 項 2 目 1 節。報酬 3 万 3,000 円と 9 節。旅費 3,000 円につきましては、予防接種健康被害調査委員会への諮問がなかつたため、会議の開催が必要なかつたことによる未執行となっております。同じく 2 目 予防費 20 節。扶助費 12 万円と肺炎球菌ワクチン接種料金助成金は、この予防接種が定期予防接種となつたことから未執行となつております。以上で、民生部各課の決算概要をご説明いたしました。歳入の予算現額と調定額との差額あるいは歳出の不用額におきましては、歳入歳出予算の的確な執行管理を行つておれば最終補正で対応できたものがございました。今後、こういうかたちで不用額とならないようにしっかりと適正な予算執行管理に努めてまいります。以上で、民生部にかかる決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 55 分）

再開（午後 0 時 59 分）

○議長 宮城清政君 再開します。午前に引き続き、各部長より説明を求めます。経済建設部長。

○絏済建設部長 真境名元彦君 次に、絏済建設部各課にかかる平成 26 年度一般会計歳入歳出決算状

平成27年第3回定例会 9月7日

況について、決算書及び決算調書によりご説明いたします。まず、まちづくり振興課についてでございます。決算調書の195ページからとなっております。収入未済額については、繰越明許分以外はなく、不納欠損についてもございませんでした。

続きまして203ページをお願いいたします。予算額と調定額に100万円以上の差があるものについては、14款2項5目6節。沖縄振興公共投資交付金148万1,520円は、国場川整備工事にかかる町道3号線橋梁整備負担金において、沖縄県が施工する対象工事等が当初より減少したことによる負担額の減によるものです。歳出50万円以上の不用額につきましては、5款1項1目7節。賃金102万8,331円は、道路・公園清掃員を時間外勤務手当で当該年度は台風襲来に伴う休日出勤が少なかったことによるものとなっております。

続きまして、都市整備課関係についてご説明いたします。決算調書の204ページからとなっております。収入未済額については、繰越明許分以外はなく、不納欠損についてもございません。続いて231ページをお願いいたします。予算現額と調定額に100万円以上の差があるものについてはございません。歳出50万円以上の不用額につきましては2件ございます。1件目が8款2項3目13節。委託料50万円については、石油貯蔵施設立地対策整備において実施設計委託が不用になったことによるものです。この不用額につきましては、本来でありましたら年度末の時点で補正減すべきでしたけれども50万の金額に対する誤りがございまして今回手続きが漏れしたことによるものでございます。今後このようなことがないように気を付けて執行してまいりたいと考えております。2件目は、8款4項2目15節。工事請負費94万1,200円については、黄金森公園整備工事の入札残と花・水・緑の大回廊公園工事における入札残となっております。国土事務所で対応しております高速道路の耐震補強に伴う花・水・緑の大回廊公園の地場とそういった内容の復元による単独費用でございますけれども、国道と南風原町との対応協議に年度末まで時間がかかったことにより、補正減の時期を逸したことによるものでございます。

続きまして、産業振興課についてご説明いたします。決算調書236ページからとなっております。収入未済額については、明許繰越分以外はなく、不納欠損もございませんでした。続いて253ページをお願いいたします。予算額と調定額に100万円以上の差があるものについてもございません。歳出50万円以上の不用額については、3件ございます。1件目の5款1項1目13節。委託料は、雇用した失業者が事業途中で退職し、新規で雇用するまでに時間を要したことや雇用者の選定に予定より多くの時間が取られ、ウェブ翻訳業務を断念したことによるものです。2件目の6款1項3目19節。負担金、補助及び交付金400万7,745円のうち266万2,000円は繰越明許費にて執行しました新規農業活性化事業の入札残となっております。3件目、7款1項2目13節。委託料285万5,358円のうち、99万8,689円は、やさしい観光地づくり推進事業において追加発注を予定しておりました機器に不具合が発見され、交換性のある別の機器を検討いたしましたが、それに代わる機器の対応ができなかつたためとなっております。以上で、平成26年度、経済建設部にかかる決算概要の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いします。

平成27年第3回定例会 9月7日

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、教育部各課にかかる平成26年度一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書により説明をいたします。まず、教育総務課の決算状況から節笑みいたします。調書258ページをお開きください。決算書は23ページになります。19款5項3目、学校給食収入の1節、現年度分と2節、滞納繰越分の収入未済がございます。1節の学校給食保護者負担金の現年度分111件で収入未済額が390万8,848円で、次の2節、滞納繰越分1,389件で6,893万4,659円となっております。歳入各目の節における予算額と調定額の増減100万円以上あるものについて説明いたします。調書は268ページでございます。決算書は23ページになります。19款5項3目、学校給食収入1節、現年度分はマイナス350万6,513円の差額が出ております。これは児童生徒及び臨時職員等の増に伴う給食費増額分の補正増額を措置しなかったための差額になっております。次にその下の2節滞納繰越分もマイナス7,137万8,550円の差額が出ております。これは平成25年度の繰越分18パーセントの収納率を見込み、平成24年度以前の滞納分は3パーセントの収納率を見込んで予算計上したための差額となっております。次に歳出の各目50万円以上の不用額について説明いたします。4件ございます。調書は同じく268ページから269ページです。決算書は64ページになります。10款3項2目20節、扶助費58万2,602円の不用額は、特別支援教育事業の当初見込みより申請者が少なかったことによるものです。次は決算書で70ページになります。10款6項1目11節、需用費136万4,526円は、保健体育費で黄金森公園費、山川体育センター運営費、花・水・緑の大回廊公園事業費等の8事業との執行残の合計額となっております。10款6項1目13節、委託料75万6,953円は、入札執行残によるものです。それから10款6項1目18節、備品購入費150万6,200円も入札の執行残によるものです。

次に、学校教育課の決算状況について説明いたします。決算調書は272ページをお願いします。決算書は11ページになります。収入未済額の説明です。12款1項4目1節、幼稚園保育料、現年度分の収入未済額で5万円ございます。9節、幼稚園預かり保育料、これも現年度分で4万5,000円となっております。この額につきましては、平成27年度6月中旬に納入済となっております。次に、決算調書の309ページをお開きください。決算書は60ページから61ページになります。歳入の各目の節における予算額と調定額の増減100万円以上については、ありませんでした。歳出の各目の節において50万円以上の不用額について説明いたします。学校教育課は7件ございます。10款1項2目8節、報償費69万7,000円の不用額は、教育相談事業、適正就学事前諸検査謝礼金等の事業の合計の執行残でございます。当初予定していた教育相談活動時間数の減等によるものでございます。次に10款1項2目19節、負担金、補助及び交付金64万9,003円の不用額は、各種大会派遣補助金で前年度よりも派遣費対象が少なかったことによるものです。10款2項1目7節、賃金131万5,770円の不用額は、主に児童生徒の転入で年度途中に特別支援教育支援員の増員を見込んでいましたが、転入がなかったために配置しなかったことによるものです。10款2項1目11節、学校管理費の需用費84万9,576円の不用額は、各小学校の需用費不用額の合計となっております。次のページをお願いいたします。10款2項

平成27年第3回定例会 9月7日

2目11節、教育振興費の需用費54万728円の不用額は、これも各中学校の不用額の合計となっております。312ページの10款3項1目7節、賃金85万3,100円の不用額は、主に児童生徒の転入で年度途中に特別支援教育支援員の増額を見込んでいましたが、転入がなかったために配置しなかったことによるものです。10款3項1目13節、委託料64万2,388円の不用額は、2中学校の残額の合計となっていますが、主に自家用電気工作物管理委託料の入札執行残と職員健康診断委託料の残額となっております。

次に、生涯学習文化課の決算状況について説明いたします。決算調書328ページをお願いいたします。決算書は30ページと68ページにまたがってございます。歳入の各目の節における予算額と調定額の増減額100万円以上についてはありませんでした。歳出で各目50万円以上の不用額について説明いたします。生涯学習文化課は3件ございます。決算書は総務費の30ページになります。2款11項1目13節、地域づくり推進事業需用費59万1,370円の不用額は、複数の課にまたがっての事業になります。生涯学習文化課の事業としましては、学校スポーツ文化指導員派遣事業で部活動の外部指導員へのユニフォームの支給がございますが、その対象人数が支給実績で減によるものでございます。10款5項4目13節、委託料83万9,039円の不用額は、入札の執行残でございます。10款5項4目19節、負担金、補助及び交付金の52万769円の不用額は、伝統芸能保存育成補助金、プロジェクトヒュート補助金の残額となります。プロジェクトヒュート補助金につきましては、イベントで活動する団員の活動回数の減で、謝礼金等の減による補助金減額によるものとなっております。以上、教育部にかかる決算の概要説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 議会事務局長。

○議会事務局長 仲村一夫君 それでは、議会事務局・監査事務局についてご説明します。決算調書の7ページをご覧になってください。決算書は25ページと37ページが監査となっております。歳出の各目の節において50万円以上の不用額調べで1款1項1目1節、報酬50万6,820円不用額が発生しました。平成26年度は議員選挙があったことから、改選時の9月分報酬を例年以上に予算計上することになっています。この不用額となった9月増額分の補正減を失念したことによるものとなっております。同じく1款1項1目19節、負担金、補助及び交付金、不用額122万8,875円は、平成27年度1月に平成26年度分収支報告書を提出した際に、政務活動費の返還分129万5,875円があったためとなっております。不用額との差額6万7,000円につきましては、前期議員のなかでお一人だけ返還があつた分を戻入して調定減は行っております。そのため差額が発生しております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これで各部長からの所管にかかる説明が終わりました。これで説明を終わります。

日程第3. 認定第2号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第 3. 認定第 2 号 平成 26 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第 2 号 平成 26 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 26 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、決算調書資料等の説明については、担当部長からさせていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 それでは、部長より説明をいただきたいと思います。民生部長。

○民生部長 知念 功君 認定第 2 号 平成 26 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要をご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。国民健康保険の加入状況は、世帯数 5,335 世帯（前年度比 0.15 パーセント減）、被保険者数は 1 万 788 人（1.46 パーセント減）であります。本町の人口等に占める加入割合は、世帯数 39.1 パーセント（0.8 パーセント減）、被保険者数は 29.2 パーセント（0.7 パーセント減）となっています。被保険者の内訳は、一般 1 万 351 人（1 パーセント減）、退職者数は 437 人（12.3 パーセント減）であります。

次に、国民健康保険特別会計の歳入決算の状況は、予算現額 54 億 1,336 万 1,000 円に対する収入済額は 44 億 5,042 万 2,000 円で、予算額より 9 億 6,293 万 9,000 円（17.8 パーセント）の減、歳出は支出済額が 52 億 1,276 万 5,000 円で予算額より 2 億 59 万 6,000 円（3.7 パーセント）の減となっております。この結果、7 億 6,234 万 3,000 円の不足が生じたため、翌年度から繰上充用しております。歳入歳出済額を前年度と比較しますと、歳入は 4,232 万 9,000 円（1 パーセント）の増、歳出は 3 億 1,126 万 4,000 円（6.4 パーセント）の増となっております。歳入の主な内容は、国民健康保険税が 6 億 9,103 万 7,000 円で前年度と比較しますと 1,408 万 6,000 円（2.1 パーセント）の増、国庫支出金も 17 億 7,547 万 4,000 円で 8,190 万 9,000 円（4.8 パーセント）の増、県支出金は 3 億 5,012 万 2,000 円で 2,144 万 5,000 円（6.5 パーセント）の増、療養給付費交付金は 2 億 674 万 5,000 円で 1,158 万 8,000 円（5.9 パーセント）の増、前期高齢者交付金は 2 億 2,435 万 4,000 円で 309 万 2,000 円（1.4 パーセント）の減、共同事業交付金は 8 億 3,443 万 9,000 円で 3,236 万 3,000 円（4 パーセント）の増、繰入金 3 億 5,554 万 1,000 円で 1 億 705 万 8,000 円（23.1 パーセント）の減となっております。歳出の主な内容は、保険給付費が 28 億 5,126 万 1,000 円で前年度と比較しますと 1,858 万 7,000 円（0.7 パーセント）の増、後期高齢者支援金等 5 億 7,988 万 1,000 円で 549 万 6,000 円（1 パーセント）の増、共同事業拠出金は 7 億 8,367 万 5,000 円で 5,046 万 6,000 円（6.9 パーセント）の増、前年度繰上充用金が 4 億 9,340 万 8,000 円で 2 億 5,493 万 7,000 円（106.9 パーセント）の増となっております。歳入増の主な理由は、繰入金の減はあるものの国庫支出金及び共同事業交付金等の増によるものであります。歳出増の主な理由は、前年度繰上充用金の増と共同事業拠出金が増えたことによるものであります。な

お、保険給付費は歳出総額の 54.8 パーセントを占めています。以上で、平成 26 年度南風原町国民健康保険特別会計決算の概要報告となります。5 ページは、平成 26 年度と 25 年度の決算状況と前年度対比でございます。6 ページは、年度ごとの保険税の収納状況、収入未済額の状況等、そして 7 ページから 9 ページには一般分、退職分、合計分の年度ごとの医療費状況となっておりますのでお目とおしをお願いいたします。

続けて、決算調書等の説明を行います。まず、決算調書の 362 ページをお願いします。歳入の各目の節において、予算現額と調定額の増減額が 100 万円以上のものが 13 件あります。1 款 1 項 1 目. 一般被保険者国民健康保険税の 6 件については、調書にもありますように調定額に対して各々の収納率を見込み予算計上した関係で、1 節. 医療給付費分現年課税分が 1,134 万 8,944 円、2 節. 後期高齢者支援金分現年課税分が 574 万 566 円、3 節. 介護納付金分現年課税分が 171 万 8,752 円、4 節. 医療給付費分滞納繰越分が 9,529 万 2,491 円、5 節. 後期高齢者支援金分滞納繰越分 2,564 万 2,221 円、6 節. 介護納付金分滞納繰越分が 1,098 万 7,572 円の差額となっております。次に、4 款. 国庫支出金の 1 項 1 目. 療養給付費等負担金 1 節. 現年分 3,575 万 536 円、2 項. 国庫補助金 2 目 1 節. 普通調整交付金 11 億 483 万 7,000 円、2 節. 特別調整交付金 8,257 万 6,000 円、5 目 1 節. 老人保健調整交付金 592 万 4,000 円、5 款. 県支出金 2 項 1 目 2 節. 特別調整交付金 2,869 万 3,000 円、6 款. 療養給付費交付金 1 項 1 目 1 節. 現年度分 153 万 9,000 円につきましては、国・県からの交付決定確定通知が最終補正に間に合わなかったことによるものであります。12 款 4 項 5 目 1 節. 高額療養費貸付金収入現年分 328 万 457 円については、実績の確定が最終補正に間に合わないために生じた差額であります。

次のページをお願いいたします。歳出の各目の節において 50 万円以上の不用額があるものが 8 件ございます。まず 1 款 1 項 1 目 21 節. 貸付金 361 万 6,457 円は、年度末まで貸付け申請があることから補正を控えたことによる不用額であります。2 款 1 項 1 目. 一般被保険者療養給付費 1 億 4,447 万 1,461 円と 2 目. 退職被保険者療養給付費 643 万 991 円は、療養費の請求が 2 カ月遅れのためにこちらも補正を控えたことによる不用額となっております。3 目. 一般被保険者療養費 143 万 8,226 円、4 目. 退職被保険者等療養費 77 万 9,878 円、2 項. 高額療養費 1 目. 一般被保険者高額療養給付費 2,780 万 5,143 円、4 項 1 目. 出産育児一時金 523 万 1,437 円、8 款 1 項 1 目. 特定健康診査等事業費 13 節. 委託料 241 万 4,485 円につきては、こちらも年度末まで支給申請と請求があることから補正を控えたことにより不用額が生じております。

次に、決算調書の 332 ページをお願いします。収入未済額についてであります。国民健康保険税における収入未済額は 862 件、1 億 4,061 万 2,500 円となっております。前年度より件数で 218 件、額で 1,841 万 5,469 円の減となっております。国保税全体での徴収率は 82.2 パーセント。対前年度比で 1.7 パーセントの増で、内訳としましては現年度分が 97.0 パーセント、対前年度比で 0.4 パーセントの増、滞納繰越分が 18.1 パーセントで対前年度比 1 パーセントの増となりました。諸収入における収入未済額は、一般被保険者第三者納付金が 2 件、39 万円、一般被保険者返納金が 26 件、40 万 9,588 円となっております。収入未済となります滞納の主な理由は、生活困窮によるものでございます。

次のページをお願いします。不納欠損処分調べについてであります。国保税においては、192 件、

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

853 万 5,809 円の不納欠損処分を行っております。その内訳は、地方税法第 15 条の 7 第 5 項即時消滅によるものが 6 件、10 万 3,913 円で、その理由は 6 件とも死亡によるものであります。また、同法第 18 条の消滅時効によるものが 186 件、843 万 1,896 円で、その理由は生活困窮が 131 件、生活保護の受給が 41 件、所在不明 14 件となっております。これらにつきましては、徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査を継続していった結果、財産及び支払い能力がないなど判断されまして不納欠損処分といったしました。

次に、未執行予算については 2 件あります。こちらは決算書の 88 ページをお願いします。1 款 2 項 2 目 14 節、使用料及び賃借料の 5,000 円は、高速自動車道使用のため計上しておりましたが、使用がなかったためであります。2 点目は、決算書 94 ページをお願いします。11 款 1 項 2 目 23 節、退職被保険者等保険税還付金 5 万円は、該当者がいなかったことによる未執行となっております。以上で平成 26 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明といったします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 これで認定第 2 号 平成 26 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

日程第 4. 認定第 6 号 平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第 4. 認定第 6 号 平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第 6 号 平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当部長からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 26 年度における南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告します。平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計は、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が施行されて 7 年目の決算となっております。法令の定めにより、後期高齢者医療保険料の算定は、沖縄県後期高齢者医療広域連合が行いますが、その徴収等は各市町村が行うことから、保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合に納付するため特別会計

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

において処理することとなっております。まず、歳入においては、予算現額 2 億 2,570 万 7,000 円に対して収入済額は 2 億 2,679 万 5,000 円で予算額より 108 万 8,000 円 (0.5 パーセント) の増、歳出においては予算現額 2 億 2,570 万 7,000 円に対して支出済額は 2 億 2,491 万 7,000 円で予算額より 79 万円 (0.4 パーセント) の減となり、歳入歳出差引残額 187 万 8,000 円が翌年度への繰越額となっております。歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料は 1 億 5,962 万 2,000 円で前年度から 754 万 4,000 円 (5 パーセント) の増、繰入金は 6,582 万 5,000 円で前年度から 468 万 8,000 円 (7.7 パーセント) の増となっております。また、繰入金の内訳は、事務費等繰入金が 1,084 万円で前年度から 46 万 5,000 円 (4.5 パーセント) の増、保険基盤安定繰入金が 5,498 万 5,000 円で前年度から 422 万 3,000 円 (8.3 パーセント) の増となっております。歳出の主な内容は、総務費 1,129 万 7,000 円で前年度から 105 万 9,000 円 (10.3 パーセント) の増、後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 1,329 万 1,000 円で前年度から 656 万円 (3.2 パーセント) の増となっております。以上で、平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計決算の概要報告といたします。次ページ以降、4 ページの別紙 1 で決算状況の前年度との対比、それから 5 ページには診療報酬内訳の年度ごと集計を掲載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして、決算調書等の説明を行います。決算調書 427 ページをお願いいたします。まず歳入の各目の節において予算現額と調定額の増減 100 万円以上が 1 件あります。1 款 1 項 2 目 1 節、現年分普通徴収保険料 148 万 5,263 円であります。1 月末調定額に収納率 99 パーセントで 8,309 万 2,000 円を見込み補正予算を計上しましたが、実績が上回ったことによる差額となっております。歳出においての 50 万円以上の不用額はありませんでした。

次に、調書 423 ページの収入未済額についてご説明いたします。現年分普通徴収保険料で 12 件、31 万 3,263 円。滞納繰越分で 2 件、4 万 8,000 円。合計 14 件、36 万 1,263 円ありました。前年度と比較しますと、件数で 9 件、金額で 53 万 3,445 円の減となっております。こちらの滞納の主な理由は、やはり生活困窮となっております。

次に、未執行予算については 1 件ありました。こちらは決算書 131 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目 23 節、償還金、利子及び割引料の 10 万 5,000 円につきましては、一時借入の必要がなかつたための未執行となっております。以上で、平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 これで認定第 6 号 平成 26 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、説明を終わります。

日程第 5、認定第 3 号 平成 26 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第 5、認定第 3 号 平成 26 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

○副町長 国吉真章君 認定第 3 号 平成 26 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成 26 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当部長からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 それでは、認定第 3 号についてご説明します。 平成 26 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 26 年度における南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告いたします。

続きまして、3 ページをお願いいたします。平成 26 年度南風原町下水道事業特別会計決算の概要をご説明いたします。まず、歳入の決算額が 8 億 9,523 万 9,000 円で、歳出の決算額が 8 億 8,208 万円となっております。決算額を前年度と比較すると、歳入においては 1 億 7,103 万 5,000 円（23.6 パーセント）の増、歳出においては 1 億 6,878 万 7,000 円（23.7 パーセント）の増となります。歳入が増となつた主な理由としては、平成 25 年度明許繰越において防災安全浸水対策下水道事業に伴う国庫支出金及び町債・繰入金の増によるものとなっております。歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が 1 億 7,758 万円で前年度に比べ 983 万 4,000 円（5.9 パーセント）の増となっております。なお、下水道使用料の徴収率は 98.4 パーセントとなっております。また、事業費に対する財源として、国庫支出金 1 億 7,727 万 9,000 円（19.8 パーセント）、県支出金 1 億 98 万 5,000 円（11.3 パーセント）、町債 2 億 550 万円（23 パーセント）の依存収入で、歳入総額 8 億 9,523 万 9,000 円に占める割合が 54 パーセントとなっております。また、補助事業の裏負担となっている起債の償還金や人件費、維持管理費等に充当する財源として一般会計より 1 億 9,427 万 8,000 円（21.7 パーセント）の繰入となっております。一方、歳出内訳では、補助事業の工事請負費が 4 億 926 万円（現年度分 2 億 1,306 万 9,000 円、繰越分 1 億 9,619 万 1,000 円）、調査委託費 5,453 万 7,000 円（現年度分 2,808 万 7,000 円、繰越分 2,645 万円）、補償費 51 万 1,000 円、負担金及び補助金 860 万円、事務費 480 万円の執行で、歳出総額 8 億 8,208 万円に占める割合が 54.2 パーセント（前年度 45.8 パーセント）となり、その他に流域下水道建設負担金 1,888 万 7,000 円（2.1 パーセント）、流域下水道維持管理負担金 1 億 105 万 5,000 円（11.5 パーセント）、公債費 1 億 8,015 万 9,000 円（20.4 パーセント）等が主な項目で、その他 1 億 427 万 1,000 円（11.8 パーセント）の歳出があり、平成 26 年度予算の執行率は 83.5 パーセントとなっております。

次のページにただいまご説明しました歳入歳出と下水道使用料の収入未済額が添付されていますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。まず、決算調書の 367 ページをお願いいたします。収入未済額で 2 款 1 項 1 目 1 節、下水道使用料の現年度分については、不納欠損はな

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

く収入未済額で 419 件、287 万 4,168 円。同じく 2 節、滯納繰越分については、不納欠損が 8 件、4,376 円あり、収入未済額で 52 件、5 万 969 円となっております。9 月 1 日現在で未収入の件数が 16 件、金額が 1 万 5,228 円となっております。滯納繰越分については、未収入件数で 39 件、金額が 2 万 2,938 円となっております。不納欠損の理由としましては、地方自治法の消滅時効によるものとなっております。

決算書 101 ページをお願いいたします。3 款 1 項 2 目 3 節、これは補助事業で浸水対策下水道事業収入未済額 7,629 万 3,826 円、同じく 4 款 1 項 1 目 1 節、未普及解消下水道事業収入未済額 2,101 万 5,376 円で、共に繰越によるものとなっております。

決算調書 368 ページです。予算額と調定額増減 100 万円以上については、2 款 1 項 1 目 1 節、下水道使用料現年度分において、390 万 7,883 円の収入見込みが予想額を上回ったことによるものとなっております。8 款 1 項 1 目 1 節、下水道整備事業債は、補助事業の繰越しによるものとなっております。不用額 50 万円以上については、ございませんでした。以上で、平成 26 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定にかかる説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これで認定第 3 号 平成 26 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

日程第 6. 認定第 4 号 平成 26 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第 6. 認定第 4 号 平成 26 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第 4 号 平成 26 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成 26 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当部長からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 それでは、認定第 4 号についてご説明いたします。 平成 26 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 26 年度における南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告します。

続きまして、3 ページをお願いいたします。平成 26 年度南風原町土地区画整理事業特別会計決算の概要をご説明いたします。まず、歳入総額については、予算額 18 億 5,196 万 9,000 円に対し、調定額

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

が 17 億 9,955 万 4,000 円、収入済額が 13 億 3,778 万円（現年度分 9 億 1,947 万 9,000 円、繰越分 4 億 1,830 万 1,000 円）となっており、収入未済額の 4 億 6,177 万 4,000 円は、土地区画整理事業費にかかる県支出金 2 億 4,624 万 8,000 円と公園公管金（公園公共施設管理者負担金）2 億 1,552 万 6,000 円によるもので、それぞれの事業の一部が繰越明許費となっております。歳入の主な内訳は、県支出金 6 億 6,018 万 8,000 円（現年度分 5 億 2,760 万 2,000 円、繰越分 1 億 3,258 万 6,000 円）、分担金及び負担金 2 億 1,031 万 2,000 円、繰入金 2 億 9,196 万円（一般会計繰入金 2 億 9,196 名円）、繰越金 9,940 万 7,000 円（現年度分 273 万 1,000 円、繰越金 9,667 万 6,000 円）、町債 7,310 万円（現年度分 5,990 万円、繰越分 1,320 万円）であります。

次に、歳出総額は、予算額 18 億 5,197 万円に対し、支出済額 13 億 1,519 万円、翌年度への繰越額 5 億 3,454 万 2,000 円（委託料 78 万 8,000 円、工事請負費 3 億 1,418 万 4,000 円、補償費 2 億 1,957 万円）、不用額は 223 万 9,000 円となっております。歳出の主な内訳は、総務費 1,324 万 2,000 円、事業費のうち委託料については 5,604 万 7,000 円、工事請負費につきましては、3 億 8,810 万 4,000 円（現年度分 1 億 1,531 万 7,000 円、繰越分 2 億 7,278 万 7,000 円）、補償費は 6 億 2,931 万 6,000 円（現年度分 4 億 8,380 万 9,000 円、繰越分 1 億 4,550 万 7,000 円）となっております。また、基金積立金 35 万 7,000 円、公債費 1 億 6,702 万 5,000 円の歳出があり、平成 26 年度予算の執行率は 71 パーセントとなっております。

次のページに、ただいまご説明いたしました歳入歳出それぞれの決算状況が添付されておりますので、お目とおしをお願いしたいと思います。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。まず、決算書 110 ページをお願いいたします。収入未済額で 3 款 2 項 2 目 1 節、沖縄振興公共投資交付金 2 億 4,624 万 7,700 円及び 4 款 1 項 1 目 1 節、公共施設管理者負担金 2 億 1,554 万 6,000 円は、共に事業の繰越しによるものです。

次に、決算調書の 413 ページをお願いいたします。予算現額と調定額の増減 100 万円以上については、10 款 1 項 1 目 1 節、町債で、5,280 万円は、補助事業の繰越しによるもので、通常費地活金 2,100 万円、完全社会資本 3,180 万円でございます。不用額 50 万円以上についてはございませんでした。以上で、平成 26 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定にかかる説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これで、認定第 4 号 平成 26 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

日程第 7、認定第 5 号 平成 26 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第 7、認定第 5 号 平成 26 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

○副町長 国吉真章君 認定第 5 号 平成 26 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成 26 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当部長からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 それでは、認定第 5 号についてご説明いたします。 平成 26 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 26 年度における南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告します。

3 ページをお願いいたします。 平成 26 年度南風原町農業集落排水事業特別会計決算の概要をご説明いたします。 まず、歳入の決算額が 2,979 万円で、歳出の決算額が 2,052 万 5,000 円となっております。 決算額を前年度と画すると、歳入においては 1,568 万 8,000 円（42.8 パーセント）の減、歳出においては、1,526 万 2,000 円（42.6 パーセント）の減となります。 岁入が減となった主な理由としましては、繰入金の減によるものです。 岁入の主な内訳は、集落排水使用料が 477 万 8,000 円（22.8 パーセント）、繰越金 88 万円（4.2 パーセント）、一般会計から 1,522 万 5,000 円（72.6 パーセント）の繰入れを行っております。

次に、歳出の主な内訳は、農業集落排水事業費 1,491 万 9,000 円（72.7 パーセント）、公債費 560 万 7,000 円（27.3 パーセント）となっております。

次のページに、ただいまご説明いたしました歳入歳出と農業集落排水使用料の収入済額が添付されておりますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。 決算調書の 416 ページをお願いいたします。 収入未済額で 2 款 1 項 1 目 1 節、農業集落排水使用料の現年度分については、不納欠損はなく、収入未済で 10 件、3 万 1,699 円となっております。 同じく 2 節の滞納繰越分については、不納欠損が 1 件、7,631 円、収入未済 4 件、5,907 円となっております。 9 月 1 日現在で現年度分は収入済となっております。 滞納繰越分については、未収入件数が 4 件、金額が 5,907 円となっております。 岁入の予算現額と調定額の増減 100 万円以上及び不用額 50 万円以上についてはございませんでした。 以上で、平成 26 年度南風原町農業主導排水事業特別会計歳入歳出決算認定にかかる説明といたします。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これで認定第 5 号 平成 26 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

日程第 8 . 報告第 9 号 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

について

○議長 宮城清政君 日程第 8. 報告第 9 号 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 9 号 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により平成 26 年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について説明いたします。お手元にお配りしております資料 1 と資料 2 で説明いたします。はじめに、健全化判断比率はお配りしました資料に総括 1 、上段表の右 4 カ所、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 種類の比率を言います。本町において、早期健全化基準数値は、実質赤字比率 14.23 パーセント、連結実質赤字比率 19.23 パーセント、実質公債費比率 25 パーセント、将来負担比率 350 パーセントとなっております。健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準数値以上であれば、早期健全化団体となり財政の早期健全化のための財政健全化計画を策定し議会の議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。財政再生基準数値は、実質赤字比率 20 パーセント、連結実質赤字比率 30 パーセント、実質公債費比率は 35 パーセント、将来負担比率の基準数値はございません。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準数値以上であれば、財政再生団体となり、財政再生計画を策定し早期健全化計画団体同様に議会議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況の国・県への報告義務や地方債の制限、国の勧告を受けることになります。

次に、本町の実質赤字比率は、一般会計、土地区画整理事業特別会計を合計した実質赤字額の臨時財政対策債を含む標準財政規模に対する比率を言います。平成 26 年度決算では、資料の総括表 2 の左表にある実質収支額が一般会計で 100 億 6,807 万 7,000 円、土地区画整理事業特別会計で 262 万 3,000 円の合計 100 億 7,070 万円となり、赤字額はございませんので実質赤字比率はマイナスのパーセントとなります。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 12 分）

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 7 日

再開（午後 2 時 12 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○総務部長 新垣吉紀君 総括表 2 の左表にあります実質収支額が一般会計で 10 億 6,807 万 7,000 円、土地区画整理事業特別会計で 262 万 3,000 円の合計 10 億 7,070 万円となり、赤字額はございませんので実質赤字比率は 0 パーセントとなります。

連結実質赤字比率は、総括表 2 の一般会計、土地区画整理事業特別会計、国民健康保険土地区画整理事業、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計の全会計の実質赤字額の臨時財政対策債を含む標準財政規模に対する比率を言います。平成 26 年度決算実質収支が、一般会計 10 億 6,807 万 7,000 円。土地区画整理事業特別会計 262 万 3,000 円、国民健康保険特別会計マイナスの 7 億 6,234 万 3,000 円、後期高齢者医療特別会計 187 万 8,000 円、下水道事業特別会計 300 万 5,000 円、農業集落排水事業特別会計 45 万 4,000 円で、合計 3 億 1,369 万 4,000 円となり、赤字額はございませんので連結実質赤字比率は 0 パーセントとなります。

実質公債費比率は、総括表 3 の 1 から 18 までを算定式に基づいて積算した数値の 3 年平均で、10.1 パーセントとなり、早期健全化基準以内となっています。

将来負担比率は、総括表 4 の下段の算定式に基づいて積算した数値で、121.9 パーセントとなり、早期健全化基準数値以内となっています。

次に、公営企業における資金不足比率とは、公営企業会計（下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計）ごとの資金不足額、実質赤字額の事業の規模（業収支に相当する収支の額、使用料収入及び雨水処理費に対する繰入金の合計）に対する比率です。資金不足率が 20 パーセント以上であれば、公営企業の経営の健全化のための経営健全化計画を策定し、議会へ議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。本町の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計ともに資金不足額はなく、資金不足比率は 0 パーセントとなります以上で、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告といたします。

○議長 宮城清政君 これからただいまの報告について質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 17 分）

再開（午後 2 時 17 分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第 9 号平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終わります。

平成27年第3回定例会 9月7日

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。
お疲れ様でした。

散会（午後2時18分）